

仕様書(南城市指定ごみ袋製造業務)

1. 物品名、規格、製造予定枚数、材質、印刷・色、デザインは次のとおりとする。

物品名	規格(mm) 長さ×幅×厚さ	製造予定枚数(枚)	材質 (ポリエチレ製)	印刷・色			デザイン
				外袋	内袋	段ボール	
もやすごみ袋 取っ手付き(大)	860×470/670×0.025	南城市 1,000,000	HDPE (半透明)	2色(緑色・白色)	1色(緑色)	シール 2面貼付	既存製版 の通り
もやすごみ袋 取っ手付き(中)	780×350/500×0.025	南城市 500,000	HDPE (半透明)	2色(緑色・白色)	1色(緑色)	シール 2面貼付	既存製版 の通り
もやすごみ袋 取っ手付き(小)	650×270/400×0.025	南城市 150,000	HDPE (半透明)	2色(緑色・白色)	2色(緑色・白色)	シール 2面貼付	既存製版 の通り
もやさないごみ袋 取っ手付き(大)	860×470/670×0.03	南城市 30,000	LDPE (透明)	2色(青色・白色)	1色(青色)	シール 2面貼付	既存製版 の通り
もやさないごみ袋 取っ手付き(中)	780×350/500×0.03	南城市 30,000	LDPE (透明)	2色(青色・白色)	1色(青色)	シール 2面貼付	既存製版 の通り
もやさないごみ袋 取っ手付き(小)	650×270/400×0.03	南城市 50,000	LDPE (透明)	2色(青色・白色)	2色(青色・白色)	シール 2面貼付	既存製版 の通り

2. 袋の材質について、循環型社会の形成および経済的合理性の観点から再生原料を使用する場合は

- ①原料の10パーセント以下の使用量とし、品質を確保すること。
- ②再生原料は、自社の製造段階で発生した損失分を使用すること。
- ③袋の内部を外側から確認できる透明性を確保しているか、事前に市の許可を得ること。

3. 製造予定枚数は、契約の日から令和9年3月31日(水)までの製造予定枚数とする。ただし、出荷状況等により調整を行う。

4. 外袋の包装はそれぞれ10枚で1パックとし、1枚ずつ抜き取りができるように加工すること。

5. 袋の包装は50パックで1ケースを段ボール箱詰めとし、商品がわかるように2か所の側面にシール貼り付けを行うこと。

6. 袋は県内で製造し、外袋及び内袋に県産品マーク及びプラマークを印刷すること。

7. 外袋及び内袋のデザインは、既存製版のとおりとする。 (バーコードの印字あり)

8. 納品の請求がある場合、その翌営業日までにケース単位で納品できるようにすること。

9. 契約期間が満了した場合、袋の製造に使用した製版は、保管し、返却する際は発注者と協議すること。

10. 製造した袋の保管は、出荷状況等に応じて受注者の所有する工場にて3か月は保管すること。

11. その他、仕様書等に明記のない事項について、又は疑義が生じた場合は発注者と協議すること。又は発注者の指示に従うこと。

12. 不適合品等への対応については、速やかに受注者の負担により無償で交換するなど適切な措置を講じること。

13. 一般廃棄物対策協議会にて入札執行まで実施するが、契約については南城市長、八重瀬町長とそれぞれ締結するものとする。

仕様書(八重瀬町指定ごみ袋製造委託業務)

1. 物品名、規格、製造予定枚数、材質、印刷・色、デザイン、は次のとおりとする。

物品名	規格(mm) 長さ×幅×厚み	製造予定枚数(枚)	材質 (ポリエチレ製)	印刷・色			デザイン
				外袋	内袋	段ボール	
もやすごみ袋取っ手付(大)	860×670×0.025	八重瀬町 1,074,000	HDPE (半透明)	2色(緑色・白色)	1色(緑色)	シール 2面貼付	既存製版 の通り
もやすごみ袋取っ手付(中)	780×500×0.025	八重瀬町 300,000	HDPE (半透明)	2色(緑色・白色)	1色(緑色)	シール 2面貼付	既存製版 の通り
もやすごみ袋(小)	600×400×0.02	八重瀬町 100,000	HDPE (半透明)	2色(緑色・白色)	1色(緑色)	シール 2面貼付	既存製版 の通り
もやせないごみ袋(大)	800×650×0.03	八重瀬町 30,000	LDPE (透明)	2色 (オレンジ色・白色)	1色 (オレンジ色)	シール 2面貼付	既存製版 の通り
もやせないごみ袋(中)	700×500×0.03	八重瀬町 25,000	LDPE (透明)	2色 (オレンジ色・白色)	1色 (オレンジ色)	シール 2面貼付	既存製版 の通り
もやせないごみ袋(小)	600×400×0.03	八重瀬町 30,000	LDPE (透明)	2色 (オレンジ色・白色)	1色 (オレンジ色)	シール 2面貼付	既存製版 の通り

2. 袋の材質について、循環型社会の形成および経済的合理性の観点から再生原料を使用する場合は

- ①原料の10パーセント以下の使用量とし、品質を確保すること。
- ②再生原料は、自社の製造段階で発生した損失分を使用すること。
- ③袋の内部を外側から確認できる透明性を確保しているか、事前に町の許可を得ること。

3. 製造予定枚数は、契約の日から令和9年3月31日(水)までの製造予定枚数とする。ただし、出荷状況等により調整を行う。

4. 外袋の包装はそれぞれ10枚で1パックとし、1枚ずつ抜き取りができるように加工すること。

5. 袋の包装は50パックで1ケースを段ボール箱詰めとし、商品がわかるように2か所の側面にシール貼り付けを行うこと。

6. 袋は県内で製造し、外袋及び内袋に県産品マーク及びプラマークを印刷すること。

7. 外袋及び内袋のデザインは、既存製版のとおりとすること。(外袋についてはバーコードの印字あり)

8. 納品の請求がある場合、その翌営業日までにケース単位で納品できるようにすること。

9. 契約期間が満了した場合、袋の製造に使用した製版は保管し、返却する際は発注者と協議すること。

10. 製造した袋の保管は、出荷状況等に応じて受注者の所有する工場にて3か月は保管すること。

11. その他、仕様書等に明記のない事項について、又は疑義が生じた場合は発注者と協議すること。又は発注者の指示に従うこと。

12. 不適合品等への対応については、速やかに受注者の負担により無償で交換するなど適切な措置を講じること。

13. 一般廃棄物対策協議会にて入札執行まで実施するが、契約については南城市長、八重瀬町長とそれぞれ締結するものとする。